

## 集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子（概要）

消費者庁では、現在、集团的な消費者被害を回復するための新たな訴訟制度の創設を検討しており、次期通常国会に法案を提出すべく、作業を進めています。

### 1. 背景

消費者被害は一般に同種の被害が多数発生するという傾向があります。一方、訴訟にかかる費用や労力との兼ね合い等から、個々の被害者が自ら訴えを提起することにより被害回復を図ることが困難なことが少なくありません。そうした状況を踏まえ、簡易・迅速に消費者被害の回復を図ることを可能とする二段階型の新たな訴訟制度を検討しております。

### 2. 今回の制度の概要

本制度は、訴訟手続を次の二段階に分けています。

#### 一段階目の手続

- ・ 特定適格消費者団体が訴えを起こし、多数の消費者と事業者との間に共通する争点（共通争点）について確認します。

※特定適格消費者団体については、3をご覧ください。

- ・ この一段階目の手続で特定適格消費者団体が勝訴すれば、二段階目の手続に移行します。

#### 二段階目の手続

- ・ 特定適格消費者団体の通知・公告により、被害を受けた個々の消費者が手続へ加入します。
- ・ 加入者が集まった後、特定適格消費者団体が事業者に対し請求する金額等を取りまとめて裁判所に提出し、事業者によるその金額等に対する認否等の手続を経て、個々の消費者に対する最終的な返還金額を決めていきます。

一段階目の手続の判決の効力が、二段階目の手続に加入した消費者にも及ぶとすることに特徴があり、消費者としては、一段階目の手続の結果（特定適格消費者団体の勝訴）を見定めた上で、二段階目の手続に加入するかどうかを判断することができるというメリットがあります。また、事業者にとっても、多数の消費者との間の紛争を効率的に解決することができるメリットがあります。

### 3. 特定適格消費者団体について

適格消費者団体は、消費者契約法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体であり、現行制度上、差止請求（消費者被害の発生・拡大を防止するため、事業者等に対し不当な行為の停止、予防などを求めること）をすることができます。

現在、全国に以下の9団体が認定されており、これまで、差止請求に関する訴訟を23件提起する（制度が創設された平成19年6月以降）など、消費者利益の擁護のために活動しています。

特定非営利活動法人	消費者機構日本
特定非営利活動法人	消費者支援機構関西
社団法人	全国消費生活相談員協会
特定非営利活動法人	京都消費者契約ネットワーク
特定非営利活動法人	消費者ネット広島
特定非営利活動法人	ひょうご消費者ネット
特定非営利活動法人	埼玉消費者被害をなくす会
特定非営利活動法人	消費者支援ネット北海道
特定非営利活動法人	あいち消費者被害防止ネットワーク

このような適格消費者団体に対し、本制度に基づき新たに実施する事務に対応する要件を追加し、その要件に基づき改めて認定された適格消費者団体を「特定適格消費者団体」として、本制度の各種手続を実施してもらう予定です。

### 4. 一段階目の手続について

特定適格消費者団体は、共通争点について確認する訴えを起こし、裁判所は、これについて審理した上、判決します。

#### 共通争点

- ・ 多数の消費者と事業者との間の紛争において、その紛争を解決するために判断すべき争点のうち、多数の消費者と事業者との間に共通するもの

例えば、いわゆる詐欺的商法においては、多数の消費者に対し、事業者が同じような勧誘をし、同じような内容の契約を締結することがあり、消費者が事業者との間で締結した契約が無効かどうか共通争点となります。この場合、その契約が無効かどうかを確定すれば、それを前提として、消費者が事業者を支払った金額等の個別争点を明らかにし、最終的に消費者が事業者から返してもらえる金額を確定することができます。

そこで、本制度では、一段階目の手続において特定適格消費者団体が、多数の消費者の利益を代表する立場から、共通争点について確認する訴えを起こすことができる

こととし、その判決を前提として、二段階目の手続において、金額等の個別争点を明らかにすることとしています。

また、本制度により被害の回復を図ることができる消費者被害（対象事案）は、次のとおり考えています。

#### **対象事案**

消費者と事業者との間に消費者契約が存在する場合における、消費者の事業者に対する以下①～④の請求権

- ①消費者契約が無効等の場合の不当利得返還請求権（いわゆる詐欺的商法など契約そのものが無効である場合、契約条項が無効である場合など）
- ②消費者契約に基づく履行請求権（消費者が売主となる物品の売却契約において、不当な契約条項に基づき売却代金支払を拒絶する事業者に対し、消費者が支払を請求する場合など）
- ③消費者契約の締結又は履行に際してされた事業者の民法上の不法行為に基づく損害賠償請求権（不当勧誘事件のうち、パンフレットに基づく勧誘など多数の消費者に対する勧誘態様が共通しているもの、など）
- ④消費者契約に債務不履行等がある場合の損害賠償請求権（商品の品質が不良である場合など）

ただし、

- ・ 金銭の支払を目的とするものに限る。
- ・ 契約の目的（内容や対象）について生じた損害に係るものに限る。  
(③④について)
- ・ 人の生命・身体に損害が生じたときの当該損害に係るものを除く。  
(③④について)

#### **5. 二段階目の手続について**

多数の消費者が事業者からそれぞれ返金してもらえるか及びその金額について、簡易・迅速に判断することを目的とする手続です。基本的には、特定適格消費者団体と事業者の双方から提出される書面の審理により判断されます。また、基本的には、消費者は特定適格消費者団体に対応を委ねることによって手続が進められることになり、消費者の負担の軽減を図っています。

手続の具体的な流れは、【別紙】のとおりです。

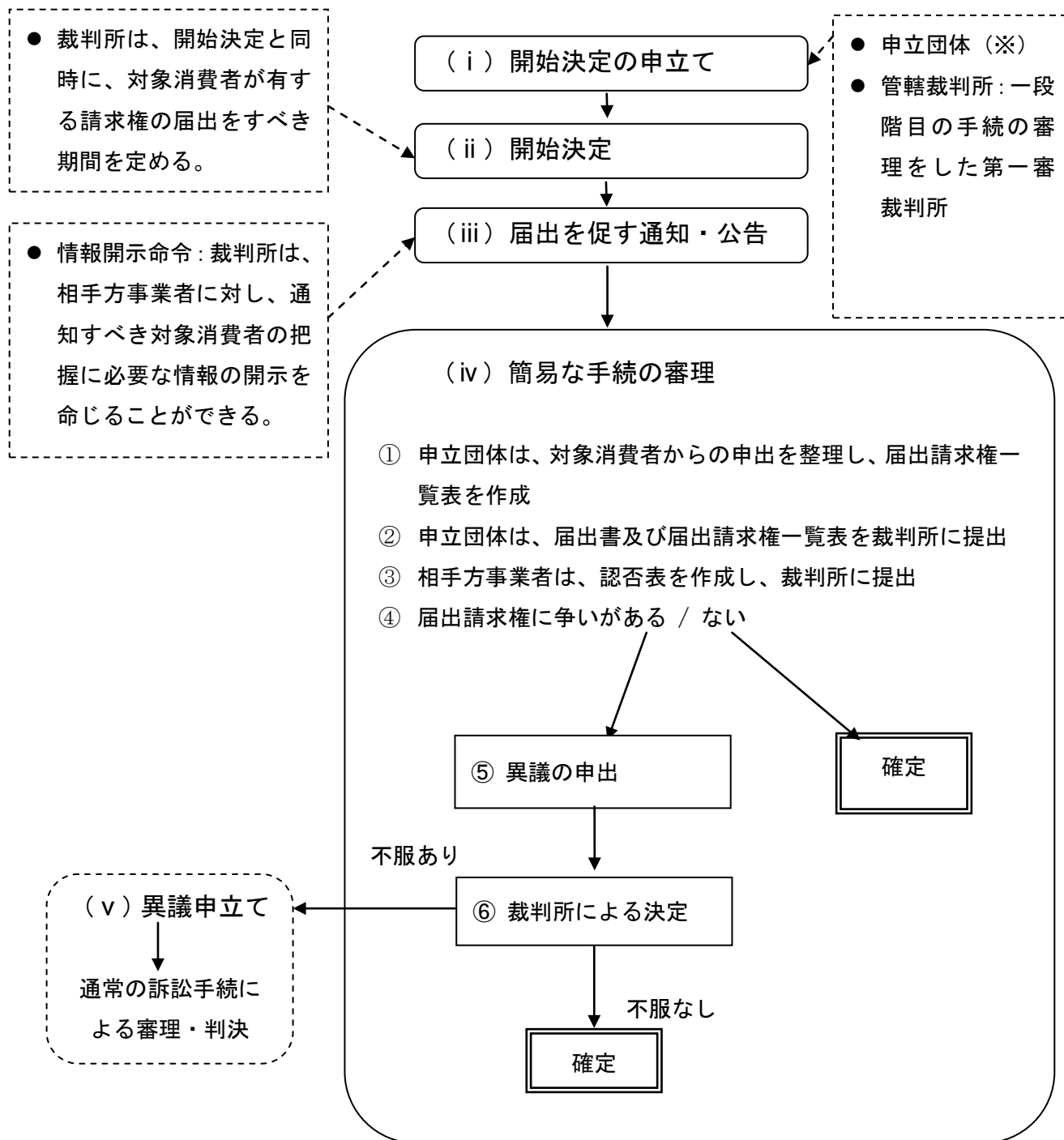
## 6. 効果

消費者にとっては、一段階目の手続で特定適格消費者団体が勝訴した後、ある程度勝訴の見込みを立てて、二段階目の手続から加入することができるため、被害を簡易・迅速に回復することができるというメリットがあります。

事業者にとっては、個別の訴訟が多数起こされる場合に比べ、紛争を効率的に解決できるというメリットがあります。

また、適格消費者団体にとっては、この新たな訴訟制度が創設されれば、現行の差止請求により対応できる被害の未然防止に加えて、個々の消費者の被害を回復することが可能になります。

個別請求権の確定訴訟（二段階目の手続）のイメージ（案）



※申立団体：裁判所に対し開始決定の申立てをした特定適格消費者団体